

## 合併期日の課題

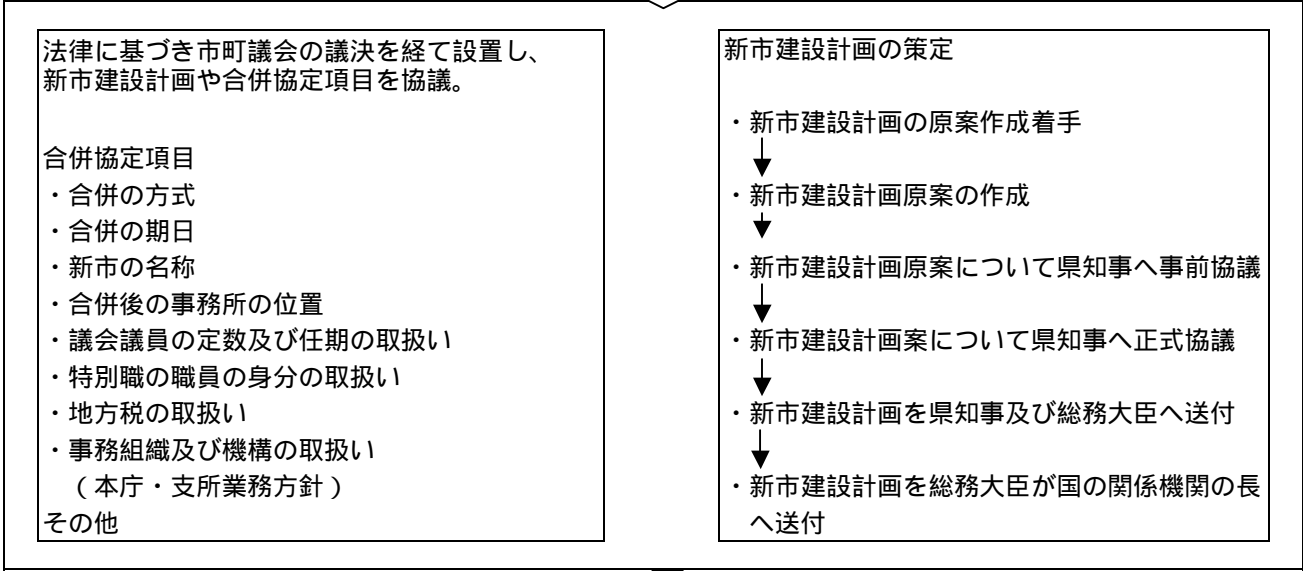
参考資料 1

- ・ 合併の期日とは、合併協定書を締結した日や各市町議会が廃置分合の議決をした日ではなく、県知事への合併申請、県議会の議決、知事の決定、知事から総務大臣に届出、総務大臣告示など、県や国への所要の手続きを経た後、実際に合併する日。
- ・ 住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響（住民サービスや各種事務事業の執行に支障のないように）、合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況（合併協定項目の協議の進捗、事務事業の調整の進捗）、電算システム統合期間、合併時の事務処理・引継ぎ事務、首長・議会議員の選挙、合併特例法の期限等を総合的に勘案し判断して合併期日を定める。

## 平成17年10月11日合併

- ・ 合併に係る住民への周知や新市建設計画策定に係る住民説明会の諸準備が容易である。
- ・ 新市の体制づくりに十分な期間が持てる。（事務所の配置、職員の配置、電算システムの統合、条例、規則の制定、調整結果に基づく諸準備、本庁と支所との情報システムの確立、公共施設、庁舎等の表示変更、諸様式の統一化、各種手続き変更の住民への説明）
- ・ 合併前準備期間が十分である。（新市長及び議員の選挙準備、市長職務執行者の決定、暫定予算の調整、行政委員会委員の選任、収入役職務代理者の選任、地方税の準備、出納の閉鎖、新市への移行準備、事務の引継ぎ、庁舎や事務所の移転等）
- ・ 合併協定項目の協議や各種事務事業の調整に要する期間が十分である。
- ・ 合併するための県や国への所要の手続きに要する日数が十分である。
- ・ 事務組織及び機構の整備方針、本庁・支所の業務基本方針等電算システム統合に向けての諸準備作業が安全かつ確実である。
- ・ 電算システム統合に向けて、現状分析、方針の決定、事務のすり合わせ、方針を受けてのシステム概要設計、システム詳細仕様協議、データーの統合、システムの変更と移行システム開発、移行作業、テストデーター、職員研修、並行運用と作業がスムーズに行える。（税務情報、住民情報、福祉等各種情報、財務会計システム等の行政内部情報等のシステム移行が混乱を招くことなく確実な方法で行うことができる）
- ・ 関係外部団体との調整作業が容易である。（電算システム関係や公共的団体、各種団体との調整）
- ・ 合併特例法の一部を改正する法律案の経過措置を踏まえた（平成17年3月31日までに市町が議会の議決を経て県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併）スケジュールであり、現行の合併特例法の規定が引き続き適用される予定である。
- ・ 10月の連休明けにより電算システム等の移行が無理なく行うことができ、窓口業務の混乱を避けることができる。
- ・ 連休に電算住基システム等移行点検し、休日明けに実質的な新市がスタートする。
- ・ 10月に行われている祭事が終わっての選挙が予想されるので、住民への影響が少ない。

法定協議会の設置（平成16年4月1日）  
観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会



- 合併の準備（新市の体制づくり）
- ・ 組織機構の整備
  - ・ 決算、機構の整備
  - ・ 条例、規則等の整備
  - ・ 各種事務事業の整備
  - ・ 電算システム統合
  - ・ 各種団体との調整
  - ・ 住民への周知
  - ・ 各課の事務引継ぎ
- その他、必要な準備、調整等

